

平成二十四年十二月二十五日付け広島県報（号外）第八十九号に登載の広島県条例第六十九号（介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例）の一部を次のように訂正する。

健康福祉局介護保険課長

ページ	行	誤	正
二四	後ろから二		
二五	一四 一七 二〇	指定介護予防訪問介護	指定介護予防訪問看護